

地域再生の提案募集要項

内閣府地方創生推進事務局

1. 趣旨

地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく地域再生の推進に資する新たな税制・財政・金融上の支援措置等の提案の募集を行うものです。

2. 提案の主体

提案は、地方公共団体はもとより、民間企業、各種団体、個人等を問わず、どなたでも提出いただけます。

なお、提案の主体名は、非公表とすることもできます。

3. 募集期間

平成29年6月16日(金)から7月18日(火)17時まで

(受付時間:平日(祝日を除く)の10時~12時及び13時~17時(持参の場合))

4. 募集する提案の概要

地域再生制度とは、地方公共団体が作成した地域再生計画を内閣総理大臣が認定し、地方公共団体等が行う自主的・自立的な地域再生の取組に対して支援を行うことにより、制度改革や地域の活性化を推進するものです。本提案募集では、地域再生の推進に係る既存の施策体系の改善につながる提案を募集いたします。

地域再生制度の詳細については、内閣府地方創生推進事務局のホームページを御参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html>

※ 提案の例

- 事業の実施に当たり、関連する複数の支援措置を組み合わせて活用する場合に、適用要件を緩和し、又は事務手続を簡素化する提案
- 既存の補助事業を統合するなどにより、地域の自主性・裁量性を高め、弾力的な予算執行を可能とする提案
- 地域再生計画と連動する施策(地域再生計画に当該施策を活用する事業を記載し、

認定を受けることにより、利用が可能となる施策又は施策を所管する府省庁において配慮がなされる施策をいいます。該当する施策の一覧は、内閣府地方創生推進事務局のホームページを御参照ください。)の拡充・改善に関する提案

【留意事項】

個々の予算措置等の拡充(特定の国庫補助金に係る採択基準の緩和や対象の拡大等)のみを求める提案、特定の地域における取組又は事業に対する財政支援等の優遇を求める提案は、本提案募集の対象とはなりません。

また、改善を必要とするテーマが明確になるように記載し、対象となる支援措置の名称について明記してください。

5. 提案書の記入方法

提案書の様式は、別添様式のとおりです。

具体的な記入方法については、別添記入例を御参照ください。

6. 提案書の提出方法

提案書の提出は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

(1) 電子メールの場合

提案書及び参考資料の全てのファイルを添付して【e.chiiki@cao.go.jp】まで送信してください。

また、当方より受信した旨の御連絡はいたしませんので、念のため、送信後に内閣府地方創生推進事務局(TEL 03-5510-2475)に確認の御連絡をいただければ幸いです。

【留意事項】

- イ. 電子メールのタイトル(件名)は、「地域再生提案書送付 提案主体名」としてください。
(例:提案書送付 ○○町)
「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、代表として提案様式の「提案者連絡先」に記載されている団体等の名称を記入、提案主体が個人の場合は「個人」と記入してください。
- ロ. 提案書の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」としてください。
(例:○○町 △△△支援の拡充)
「提案主体名」は、イと同様に記入してください。また、「提案名」は、提案様式の「提案事項(事項名)」を記入してください。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で、提案書と併せて送信してください。

(2) 郵送等又は持参の場合

「①提案書2部」及び「②電子媒体一式」を提出してください。なお、郵送等による場合は、封筒の表面に「地域再生提案書在中」と朱書してください。

① 提案書 2部

【留意事項】

- イ. 原稿サイズは、基本的に A4 サイズとしてください。
- ロ. 全ての書類は、提案書、参考資料の順番に、ダブルクリップ等で綴じてください。

② 提案書<電子データ>を保存した電子媒体(CD)一式

【留意事項】

- イ. 電子媒体には、「提案主体名 提案名」と記載したラベルを付してください。
(例:〇〇町 △△△支援の拡充)
なお、「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、代表として提案様式の「提案者連絡先」に記載されている団体等の名称を記入、提案主体が個人の場合は「個人」と記入してください。また、「提案名」には、提案様式の「提案事項(事項名)」を記入してください。
- ロ. 電子媒体に保存する提案書の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」としてください。(例:〇〇町 △△△支援の拡充)
「提案主体名」及び「提案名」は、イと同様に記入してください。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で電子媒体に保存してください。

7. 提出先・問い合わせ先

内閣府 地方創生推進事務局 地域再生提案募集担当

<所在地> 〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階

<電話> 03-5510-2475

<メール> e.chiiki@cao.go.jp

8. 提案書提出に当たっての留意事項

- (1) 募集期間の期限に遅れて到着した提案書は、配達事故や通信事故などの理由の如何を問わず、受け付けることができません。
- (2) 募集期間の期限までに提案書の不備が修正されなかった場合は、受け付けることができません。

なお、募集期間の期限直前の提出は、提案書の不備の修正が時間的に困難となりますので、できる限り早期に提出いただきますようお願いいたします。

(3) 提案内容の詳細等を確認することがありますので、提案書には提案者連絡先を必ず記載してください。

9. 提案の取扱い

受け付けた提案については、内閣府が関係府省庁と調整を行い、一定の結論を出すこととしています。

なお、関係府省庁との調整過程及び結論については、ホームページで公表します。

提案の内容	調整過程及び結論の公開	結論時期(予定)
地域再生制度	地域再生本部ホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisai/index.html	平成29年12月下旬を目途 ただし、予算編成作業により変更される場合があります。